

一般競争入札の公告

(公告期間令和元年5月15日～令和元年6月3日)

1 競争入札に付する事項

件名 アイトラッキング装置 一式
(詳細は入札説明書のとおり)

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条第1項及び第32条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに平成31年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「B」「C」又は「D」等級に格付されている者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提出すること)
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係
令和元年5月15日(水)～令和元年6月3日(月)
9時00分から17時00分まで(土日祝祭日を除く)

4 競争執行の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
研究管理棟2階 第2会議室
令和元年6月7日(金) 11:00

5 入札保証金及び契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第54条第1項及び第59条第1項により免除する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。
- (2) 事前提出書類あり。

9 本件についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係
電話 046-839-6846

以上、公告する。

令和元年5月15日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸和成



仕 様 書

1. 件 名 アイトラッキング装置 一式

2. 納品先 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

3. 納品期限 令和元年 6月21日(金)

4. 契約に必要な細目

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部
科学省発注工事請負等契約規則による。

5. 代金の支払い

代金は、適正な請求書を受理した後40日以内に支払う。

6. 仕様

別紙仕様による。

7. その他

本件は仕様書に基づいて行うものとし、これらに疑義が生じた場合は研究所職
員の指示によること。

(別紙)

アイトラッキング装置 一式

1. 目的

当研究所で対象とする障害のある子ども（幼児児童生徒，発達障害等）に関して，以下のことを検討することを目的とする。

- ① 視線の動き（眼球運動）から認知機能—とりわけ無意識の情報処理過程—の特性を探り，障害特性の理解や指導・支援方法の開発に役立てる。
- ② 子どもでも負荷が少なく，かつ学校等において簡便に計測できるアイトラッキング装置を用い，その認知機能のアセスメント法として有用性，および妥当性を検証する。

2. 当該機器の必要性

- ① 障害のある子どもの認知機能のアセスメント法にはさまざまなものがあるが，そのほとんどは意識下の情報処理に焦点が当てられており，無意識下の認知機能を探る方法は，これまでにほとんど開発されていない。一方，アイトラッキング装置で測定する視線の動き（眼球運動）は，普段私たちがほとんど意識することがない「何を，どのように見ているか」という情報をリアルタイムで示すことができる。それゆえ，アイトラッキング装置を用いれば，これまでアプローチが難しかった無意識下に起こる認知機能のアセスメントが可能になる。また，それらの知見を活かした新しい指導・支援方法の提案・開発が期待できる。
- ② アイトラッキング装置は，近年軽量化，及び低価格化が進み，研究面では学校や子どもを対象としたフィールドワークへの適用が期待されており，また，臨床面ではそれを学校等の場で活用（e. g. アセスメント法）していくことが期待され始めている。しかし，そのような新しい機器においては，まだ客観的なデータの蓄積がなされていない。障害のある子ども，及び学校等の現場で負担なく，かつ簡便に計測できるアイトラッキング装置において，その実用化に向けた有用性と妥当性の検証が必要といえる。

3. アイトラッキング装置の要件

- ① 瞳孔検出方式 振動に強い瞳孔角膜反射法（照明条件に左右されない明／暗瞳孔検出可）
- ② 測定眼 視差を補正できる両眼計測が可能であること（左右眼球データの取得が可能）
- ③ 検出レート 60Hz 以上であること
- ④ 瞳孔検出範囲 奥行 450mm 以上～850mm 以内の幅があること
- ⑤ 分析精度 正確度 0.3° ，精密度 0.10° ，遅延時間 17ms 以下であること（最適な状況下において）
- ⑥ キャリブレーション
 - （ア）時間 短時間（約 10～30 秒）で実施でき，幼児や発達障害でも可能であること
 - （イ）方法 注意持続が困難な幼児でも実施できる方法がオプションで用意されていること
 - （ウ）結果の表示 キャリブレーションの結果（妥当性）を数値で表示できること

- | | | |
|---|------------|---|
| ⑦ | 計測方法 | 非接触計測であること（装置を全く装着する必要がないこと）
刺激として実物を用いた場合でも非接触計測が可能なこと
測定時の自由度が高く、頭部を動かした場合でも記録可能なこと
（頭部可動範囲 幅 35cm×高 30cm 程度の許容範囲があること） |
| ⑧ | 制御・分析プログラム | （ア）ソフトウェア センサー設定，データ取得，計測結果の出力，データの詳細分析等が可能な付属のソフトウェアがあること（設定・操作が容易に行えること）
（イ）データ管理 視線データの他に，刺激画像，音声データ，動画データ等の同期記録が可能であり，それらのデータを統合的に管理・分析できること。または，将来的にそのような同時記録・管理機能を追加できること。
※将来的に追加する場合は，それに係る費用を負担できること。
（ウ）分析 注視点表示（刺激画像・動画重畳表示），ヒートマップ，AOI 分析，複数人データの加算・同時分析，等が可能であること。
眼球運動の各種ローデータ（タイムスタンプ，Gaze point, Gaze position, Gaze direction, Pupil diameter，有効度などの代表的なデータ）を取得できること。
SDK などのソフトウェアとの互換性があること
（エ）対応 OS Windows 10（ユニット OS） |
| ⑨ | 対象特性への対応 | 幼児や発達障害のある子ども等，多動や感覚過敏のある子どもを対象としてもある程度精度の高い記録ができ，詳細な解析が容易に可能であることが必要。 |
| ⑩ | モバイル性能 | 軽量で学校等への持ち運びが容易にでき，フィールドワークに適していること。
センサーのサイズ 幅 17cm×高 1.8cm×奥行 1.3cm 程度であること
センサーの重要 50～90g 程度であること |
| ⑪ | その他 | 保証期間内においては，合理的な範囲内で機器の使用法や他機器との連結についての助言や情報提供を行うこと。 |